

2024年1月25日
全国港湾第23発第54号
港運同盟発24 - 第4号

一般社団法人 日本港運協会
会長 久保昌三 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 真島勝重



全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 足立賢次



中労委命令の順守と産別最低賃金要求に対する回答に関する申し入れ

周知の通り、中央労働委員会は2024年1月19日に、日港協の「再審査申立てを棄却する」との命令を交付しました。これは、2021年7月20日に東京都労働委員会の「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触するおそれがあるとの理由で回答を拒否してはならず、誠実に応じなければならない」と命令が維持されたことを意味するものです。

については、中労委命令をふまえ、以下の通り申し入れます。

記

1. 中央労働委員会の命令(2024年1月19日付)を受け入れ、且つ誠実にこれを履行し、良好な労使関係を構築すること。
2. 当面する24春闘中央港湾団交において、組合側が要求する産別最低賃金の改定について具体的に回答を提示すること。

以上